令和６年度第２回平塚市入札監視委員会会議録

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日時 | 令和６年１２月１８日（水）午後２時００分～午後３時３５分 |
|  開催場所 | 平塚市役所　本館５階　入札室 |
| 出席委員 | 大谷　孝徳　委員長梶田　佳孝　委員柴田　直子　委員小澤　敦史　委員 |
| 事 務 局 | 契約検査課、下水道整備課、教育施設課、建築住宅課 |
| 傍 聴 者 | なし |

Ⅰ　開会　契約検査課長が挨拶し、大谷委員長の進行で開会する。

Ⅱ　議題１　入札・契約手続の運用状況報告

発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局から、現時点での指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち令和６年５月２１日から令和６年９月１７日までに入札公告が行われた案件、令和５年度に平塚市で執行された契約金額１千万円以上の物品・委託の案件について、契約金額、落札率などを説明した。】

委　員：指名停止一覧表のうち、下の４社は全部同じ停止事由となっているが、同じ案件で挙げられたということでよいか。

事務局：この４社の損害保険会社については１０月３１日に、公正取引委員会から独占禁止法違反で合わせて９件の案件について、排除措置命令が行われており、５社のうち本市に登録のある４社を指名停止とした。

委　員：御説明いただいた物品委託案件の中で、競争入札のうち、一般競争入札と指名競争入札とで、合計の数が３８件と書かれているが、具体的にどれぐらいの割合なのか教えていただけるか。

事務局：物品委託案件のものは１，０００万円以上の契約を抽出対象としており、一般と指名のそれぞれの件数について算出はしていない。抽出対象としている契約では、ほとんどが指名競争入札となっている。

委員長：質問がなければ議題２に移りたいと思います。

議題２　抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた梶田委員から抽出理由を説明願います。

委　員：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

（１）マンホールトイレ整備工事その８（山下小学校ほか１校）

抽出理由：入札参加業者が1者のみで、落札率が９９．４４%と高いため

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【下水道整備課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過について説明】

委　員：同様の工事が今後も続き、全小中学校に入っていくということか。そのため、年度初めには何者か参加するが年度末になると1者ぐらいになるだろうということか。

事務局：そのとおりである。

委　員：これらマンホールトイレの案件はある程度積算できると思われるが、落札率の平均値は９３％となっている。この辺りは資材の変動も関係していると考えられるか。

事務局：資材が高騰しているが積算には反映されており、この状況を踏まえ落札されていると考えられる。

委　員：入札がないと結局いけませんので、業者の範囲をもう少し広げるかどうか、この辺りをどう見ていくか。

委　員：今回２４者ある中で、なかなか手を挙げられる業者が少ない状況ということは、地域要件の見直しもこの今回の工事に限らずあり得るのかと思ったが、実際どういう状況になるとその要件の変更がなされていくのか、そのあたりを確認したい。

事務局：要件については、基本金額に応じてというところだが、平塚市の工事は原則、市内本店を条件としている。その中で、まず１回目の入札については、市内本店を中心とした入札を設けた上で、不調になった場合は、設計金額の見直しをせずに、地域要件を広げるというような方針でやっているところである。今回は１回目の入札で落札しておりますので、市内本店を前提とした制限付の競争入札という形をとらせていただいているというのが原則である。

委　員：資料にある５件のうち、同じ日に入札して、同じ業者が２案件をとることは問題ないか。

事務局：今回の案件については同時抽選制限の対象にはなっていない。平塚市では同日抽選制限の対象になるのは一定の工種に限っている。今回の案件は工種が管になっているので、同日抽選制限の対象の工種案件とはしていない。対象の工種は、樹木保護管理委託、土木一式工事及びほ装工事とし、同日開札かつ同工種、同ランク、同条件の案件を同日抽選としている。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

（２）教育会館耐震補強工事（電気）

抽出理由：総合評価の内容を確認したいため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育施設課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委　員：この総合評価を見ると実績があるかどうかがかなり大きなところだが、実績について、なかなか少し難しい工事をやった、特に技術が必要だという様なところがあったということでよろしいか。

事務局：実績の有無が、点数に表れてきているというのが、実際の結果だとは思われる。ただ実績があまり無いところでも、価格がもうちょっと低ければ点数が高くなる。それらを相対的に見て、総合評価値が高かった方が、実際には落札価格が高くなるという結果となっている。

委　員：資料２９頁や総合評価方式の流れについて確認したい。技術評価点をつけ、入札価格をつけて、最終的に総合評価値というのが出ているが、これだけの数字が出た中でどこを、どの業者が落札するかというのを決めるのは、外部の方を入れた委員会でこの最終的に出ている数字をそこで話しながら評価するということか。

事務局：この特別簡易型では、総合評価方式の点数をつけるために、この評価項目でよいか、事前に外部委員さんに一度、諮らせていただいている。結果については、内部の委員会の中で決定をさせていただいているので、外部委員による決定とはしていない。総合評価方式の標準型や簡易型では、結果を出す時に、また外部委員さんの意見をいただくという場も設ける場合もある。特別簡易型ということで、それは省略させていただいている状況である。

委　員：そうすると、特別簡易型においては、この表にて数字が出てくるので、この数字で決めているということか。

事務局：そのとおりである。

委　員：総合評価値の件、入札の金額に比べると、恣意的な要素が入り得るものかと思われるが、一度算出されたものについては、内部の会議で正しいかどうかを判断するという話があった。具体的にどのように認めているか。書面上で誰がどういう形式で確認して間違いないとしているのか。

事務局：まず、開札結果が出た際、契約検査課で入札金額及び自己採点の数字を数式に当てはめ、どこが候補者か等課内で周知をした上で、実際の審査に入る。その審査の結果についても、課内で周知をした上、最終的には、庁内で設けている総合評価の技術審査会という組織の中で、座長の決裁合議をもって正式に認められ、落札決定としている。今回もその手順を踏んでいる。また、今回の案件については、トップの東光商会さんから、点数をつけるための、検証資料を御提出いただき、その内容が正しいかどうかについては内部の会議で確認をさせていただいている。

委　員：そうすると、数字の根拠となるものはすべて内部で把握し、それが正しいという判断については会議でなされているので、例えば、数字の間違い等で、本来、落札できない方が落札してしまう等というようなことを防げるように体制を整えているということか。

事務局：お見込みのとおりである。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

（３）大神資材倉庫整備工事

抽出理由：５者の入札で、３者が辞退、１者が予定価格より金額が大きく、状況を確認したいため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委　員：この倉庫についてはある程度の積算はできるものか。

事務局：今回の工事は、建築、電気、機械を含めて発注しており、建築工事の比率かだいぶ高い。建築工事についてはしばらく前から見積りついては単価を公表しており、この工事も全体の半分近くは、見積りを聴取し単価を公開している。また、それ以外の単価についても標準単価というものを使っており、閲覧して調査をされている業者であればおそらく金額は推測できる。

電気と機械に関しては、見積単価の公開こそしていないが、それに代わる形で、一式で計上されている単価については、人工数の情報をお出ししているため、概ね金額の予測がつく。今回は木造倉庫の新築なので、「」に関する金額の項目があるが、ほぼすべて見積りになっているので、そのあたりのところも金額をお示ししている。私ども発注者からの立場からとすると、金額がばらつくというのはあまり考えにくいかと思われる。

委　員：入札に参加をすると具体的にはどういったことについて閲覧できるか。

事務局：発注時、予定価格を作るにあたり、例えば、コンクリートが何立米、１立米あたりの単価、合計で幾らというのを、資材等ごとに全て積み重ね、それで５千万等の予定価格を算出している。

具体的に閲覧ができる中身というのは、その一つ一つ、例えば、コンクリートが何立米、型枠が何平米、鉄筋が何トン、それぞれの単価が幾らと、すべて記載されている情報を、入札者には入札後に見ていただける。同じ年度の今後同じ資材を使っている工事があれば、基本的には同じ単価になっているはずです。そのため、年度当初にそういう情報を得れば、その年１年間、ある程度単価というものが各業者の情報にインプットされるというところがあり、特に年度当初はそういった情報を仕入れる時期と認識している。

開札ごとの閲覧期間は、基本的に疑義申し立て期間、開札日の午後から開札日の翌々日の午前中までとなっている。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

（４）防災行政無線子局第３７・３９・５０・８４受信局更新工事

抽出理由：随意契約の経緯を確認したいため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から業務の概要を説明】

【契約検査課から随意契約の経過を説明】

委　員:随意契約のことがよくわかりました。予定価格の設定をもう少し上げれば一般競争入札で落札できなくもないかと思われる。設計のところで、最終的にはこの額だったのだと推察するが、そのあたりいかがか。

事務局：設計金額を設定するに際し、メーカーからヒアリングを行い、実勢価格を考慮しながら設計している。

委　員：防災行政無線自体、聞こえにくいという話も聞いたこともある。スピーカーの性能みたいなものを聞こえやすいものにする等技術的な更新をするというのも含めているか。

事務局：今回の工事、スピーカーを新しいタイプにしている。遠くまで明瞭に届きやすいものになる。それによって、例えば、３個あった防災行政無線局が２個になるという様なメリットがあるので、色々調べながら、ここまで音が届くかというシミュレーション等もしながら、設計の方進めた。

委　員：随意契約に際しては、このＳ＆Ｃさんと交渉して、金額は押さえていただくということをしているのか。

事務局：随意契約の見積り合わせの進め方だが、工事における見積り合わせは、入札と同じかながわ電子入札共同システムの中でやらせていただいている。発注者側の設計価格は公示しません。その中で、予定価格以下になるまで何度でも見積もり合わせを行うことができる。価格について折り合いがつかないと不調になるが、今回の案件については割と早めに予定価格以下の金額を提示していただけたので、すんなり進んだ印象がある。こちらからは予定価格については、見積もり合わせの場合も、公表はせずに入れていただいた。

委　員：今回の案件で、もしＳ＆Ｃさんに断わられたら、次の手というのはあるか。

事務局：今回はＳ＆Ｃさんは大丈夫だったが、もしＳ＆Ｃさんに断られたら、次の札を入れたところに交渉にする。今回は、東名電気さんに次の交渉権がある。そちらにも断られたら、サンライフさんだとか、一応札を入れていただいた業者に交渉権はある。順位的に、近い額の業者から交渉していく。この案件の随契については最後まで予定価格設計金額は変えずに進めさせていただいた。

委員長：質問がなければ議題３に移りたいと思います。

議題３　その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの御連絡は下記のとおり

・次回定例会の日程調整の依頼

・次回抽出委員の確認

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：御意見ありがとうございました。

以　上

　　（午後３時３５分閉会）